

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石 義則

- 1 日時
平成 29 年 10 月 5 日（木曜日）
午前 10 時開会、午前 11 時 45 分散会
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、
千葉伝委員、樋下正信委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、千葉担当書記、橋場併任書記、佐藤併任書記、佐々木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
保秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉総括調査監、
藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤総務部長、高橋副部長兼総務室長、石川総合防災室長、
猪久保参事兼管財課総括課長、稲葉入札課長、八重樫放射線影響対策課長、
佐藤人事課総括課長、小原財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、
岡部私学・情報公開課長、横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、
山田防災消防課長、山崎総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
藤田政策地域部長、佐々木理事兼科学 I L C 推進室長、南副部長兼政策推進室長、
鈴木副部長兼地域振興室兼台風災害復旧復興推進室長、
伊勢参事兼調査統計課総括課長、佐々木国際室長、小野政策監、竹澤評価課長、
葛尾調整監、臼井市町村課総括課長、菊池情報政策課総括課長、
菅原地域振興監、竹花県北沿岸振興課長、大坊交通課長、鈴木地域連携推進監、
熊谷 I L C 推進課長、植野台風災害復旧復興推進課長、高橋国際監
 - (4) 復興局
佐々木復興局長、内宮副局長、千葉副局長、熊谷復興推進課総括課長、
和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、

工藤生活再建課総括課長

(5) 出納局

新屋会計管理者兼出納局長、清水会計指導監、高橋管理課長

(6) 警察本部

高石警務部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
津田参事官兼生活安全企画課長、大和田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 1 号 平成 29 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条第 1 項

第 1 条第 2 項第 1 表中

歳入 各款

歳出 第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 4 項 地域振興費

第 6 項 防災費

第 7 項 統計調査費

第 3 款 民生費

第 5 項 災害救助費

第 9 款 警察費

第 2 条第 2 表中

1 追加中 9

第 3 条

イ 議案第 26 号 釜石警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第 34 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第 52 号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

- 軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。
- この際、議案の審査に先立ち、執行部職員の紹介をいたします。
- 初めに、保和衛秘書広報室長を御紹介いたします。
- 保秘書広報室長** 保でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。
- 軽石義則委員長** この際、保秘書広報室長から秘書広報室の方々を御紹介願ひます。
- 保秘書広報室長** それでは、御紹介申し上げます。
- 上和野里美副室長兼首席調査官でございます。
- 千葉幸也総括調査監でございます。
- 小國大作調査監でございます。
- 藤澤修秘書課総括課長でございます。
- 佐々木真一広聴広報課総括課長でございます。
- 新沼司広聴広報課報道監でございます。
- 以上です。どうぞよろしくお願ひします。
- 軽石義則委員長** 次に、佐藤博総務部長を御紹介いたします。
- 佐藤総務部長** 佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 軽石義則委員長** この際、佐藤総務部長から総務部の方々を御紹介願ひます。
- 佐藤総務部長** それでは、総務部の職員を紹介いたします。
- 高橋勝重副部長兼総務室長です。
- 石川義晃総合防災室長です。
- 猪久保健一参事兼管財課総括課長です。
- 稲葉亘総務室入札課長です。
- 八重樫学総務室放射線影響対策課長です。
- 佐藤一男人事課総括課長です。
- 小原勝財政課総括課長です。
- 松本淳法務学事課総括課長です。
- 黒田敏彦法務学事課特命参事です。
- 岡部春美法務学事課私学・情報公開課長です。
- 横道栄雄税務課総括課長です。
- 西島敦総合防災室防災危機管理監です。
- 山田壮史総合防災室防災消防課長です。
- 山崎隆総務事務センター所長です。
- 以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 軽石義則委員長** 次に、藤田康幸政策地域部長を御紹介いたします。
- 藤田政策地域部長** 政策地域部長の藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 軽石義則委員長** 続きまして、佐々木淳理事兼科学 I L C 推進室長兼国際室国際監を御

紹介いたします。

○**佐々木理事兼科学 I L C 推進室長兼国際室国際監** 理事兼科学 I L C 推進室長兼国際室国際監の佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○**軽石義則委員長** この際、藤田政策地域部長から政策地域部の方々を御紹介願います。

○**藤田政策地域部長** 政策地域部の職員を御紹介させていただきます。

南敏幸副部長兼政策推進室長でございます。首席ふるさと振興監を兼任しております。

鈴木敦副部長兼地域振興室長兼台風災害復旧復興推進室長でございます。

伊勢貴参事兼調査統計課総括課長でございます。

佐々木隆国際室長でございます。

小野博政策推進室政策監でございます。ふるさと振興監を兼任しております。

竹澤智政策推進室評価課長でございます。

葛尾淳哉政策推進室調整監でございます。

臼井智彦市町村課総括課長でございます。ふるさと振興監を兼任しております。

菊池芳彦情報政策課総括課長でございます。

浅沼秀行地域振興室特命参事でございます。

菅原健司地域振興室地域振興監でございます。ふるさと振興監を兼任しております。

竹花光弘地域振興室県北沿岸振興課長でございます。ふるさと振興監を兼任しております。

大坊哲央地域振興室交通課長でございます。

鈴木暁之地域振興室地域連携推進監でございます。ふるさと振興監を兼任しております。

熊谷郁夫科学 I L C 推進室 I L C 推進課長でございます。

植野歩未台風災害復旧復興推進室台風災害復旧復興推進課長でございます。

佐藤聡台風災害復旧復興推進室特命参事兼台風災害現地対策課長でございます。

高橋雅彦国際室国際監でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** 次に、佐々木復興局長を御紹介いたします。

○**佐々木復興局長** 復興局長の佐々木でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○**軽石義則委員長** この際、佐々木復興局長から復興局の方々を御紹介願います。

○**佐々木復興局長** 内宮明俊副局長推進担当です。

千葉一之副局長技術担当です。

熊谷正則復興推進課総括課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しています。

和村一彦まちづくり再生課総括課長です。

小原由香産業再生課総括課長です。

工藤直樹生活再建課総括課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** 次に、新屋浩二会計管理者兼出納局長を御紹介いたします。

○**新屋会計管理者兼出納局長** 新屋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** この際、新屋会計管理者兼出納局長から出納局の方々を御紹介願ひます。

○**新屋会計管理者兼出納局長** 清水雅典会計指導監です。

高橋栄治管理課長です。

菅野正男審査課長です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** 次に、菊池透人事委員会事務局長を御紹介いたします。

○**菊池人事委員会事務局長** 菊池透でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** この際、菊池人事委員会事務局長から人事委員会事務局の方を御紹介願ひます。

○**菊池人事委員会事務局長** 蛇口秀人職員課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** 次に、熊谷正和監査委員事務局長を御紹介いたします。

○**熊谷監査委員事務局長** 熊谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** この際、熊谷委員事務局長から監査委員事務局の方々を御紹介願ひます。

○**熊谷監査委員事務局長** 千葉達也監査第一課総括課長でございます。

村上博和監査第二課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**軽石義則委員長** 次に、友井昌宏警察本部長を御紹介いたします。

○**友井警察本部長** 警察本部長の友井でございます。よろしくお願ひをいたします。

○**軽石義則委員長** 友井警察本部長から、警察本部の方々を御紹介願ひます。

○**友井警察本部長** 高石将也警務部長です。

羽澤武志生活安全部長です。

照井光弘刑事部長です。

佐藤力也交通部長です。

中野和朗警備部長です。

勝又薫警務部参事官兼首席監察官です。

吉田良夫警務部参事官兼警務課長です。

八重樫博美警務部参事官兼人財育成課長です。

中村茂警務部参事兼会計課長です。

吉田伸広警務部参事兼厚生課長です。

阿部裕一監察課長です。

小野寺啓泰警務部参事兼情報管理課長です。

津田勝則生活安全部参事官兼生活安全企画課長です。

奥野淳生活安全部参事官兼地域課長です。

藤井清人生活安全部参事官兼通信指令課長です。

千葉和幸生活安全部参事官兼生活環境課長です。

山田剛刑事部参事官兼刑事企画課長です。

工藤実刑事部参事官兼捜査第一課長です。

大和田俊文交通部参事官兼交通企画課長です。

幅下昇交通部参事官兼運転免許課長です。

新家勝昭警備部参事官兼公安課長です。

乳井博警備部参事官兼警備課長です。

金田一正人総務課長です。

以上で警察本部の紹介を終わります。

○**軽石義則委員長** 以上で、執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第4項地域振興費、第6項防災費、第7項統計調費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中9及び第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原財政課総括課長** 議案第1号平成29年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う河川等の復旧工事や内陸部への災害公営住宅の整備、釜石市林野火災に対応する経費など、復旧、復興を進めるための予算を計上したほか、平成28年台風第10号災害により被害を受けた道路、河川等の復旧に向けた経費、ふるさと振興の推進を含む経費等を計上したものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240億1,417万2,000円を追加し、去る10月3日に可決いただきました一般会計補正予算（第3号）と合わせ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆46億3,552万7,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正、第3条、地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおりであり、順次御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正は、追加のうち当委員会の所管のものは、9の警察署庁舎整備事業に係る債務負担行為であります。

次ページに参りまして、変更であります。当委員会の所管のものはございません。

次に、10ページをお開き願います。第3表地方債補正の追加は、県民会館施設整備などの3件でございます。

11ページの変更は、土地改良事業など9件ございまして、起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明いたします。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧、復興事業の歳出に連動して、震災復興特別交付税を2,951万3,000円減額するものであります。

次に4ページ、7款分担金及び負担金のうち1項分担金につきましては、経営体育成基盤整備事業などの補正に伴いまして4,080万9,000円を増額するものでございます。

5ページ、2項負担金につきましては、土地改良などの県営事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は474万9,000円を増額でございます。

次に、6ページ、8款使用料及び手数料のうち1項使用料につきましては、行政財産の電気使用料等を補正するものであり、2万円を減額するものでございます。

7ページ、2項手数料につきましては、旅行サービス手配業の登録申請手数料の新設に伴いまして8万5,000円を増額するものでございます。

次に、8ページ、9款国庫支出金のうち1項国庫負担金につきましては、河川等災害復旧事業の補正等に伴い増額するものであり、補正額は4億4,405万4,000円を増額でございます。

9ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から、12ページの10目災害復旧費補助金まで、経営体育成基盤整備事業や地域連携道路整備事業などの国庫補助事業の補正に伴う増額をするものであり、補正額の合計は12ページの下に記載のとおり、6億157万7,000円を増額でございます。

13ページ、3項委託金につきましては、各受託事業の補正に伴いまして、合計で995万1,000円を増額するものでございます。

次に、14ページ、10款財産収入のうち1項財産運用収入につきましては、敷地貸付料の減を見込みまして、62万6,000円を減額するものでございます。

15ページ、2項財産売払収入につきましては、漁港施設用地の売却収入を見込みまして、3,005万5,000円を増額するものでございます。

次に、16ページ、11款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附金を2億

2,658万4,000円増額するものでございます。

次に、17ページ、12款繰入金のうち1項特別会計繰入金につきましては、港湾整備事業特別会計等の決算確定に伴う繰入金の補正であり、1億9,366万9,000円を増額するものでございます。

18ページ、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴いまして、それぞれの基金からの繰入金を補正するものであり、合計で21億1,282万1,000円を増額するものでございます。

次に、19ページ、13款繰越金につきましては、平成28年度決算に基づき、繰越金について186億1,975万1,000円を増額するものでございます。

次に、20ページ、14款諸収入のうち5項受託事業収入につきましては、土木関係の受託事業などの受託事業の補正などに伴い、2億2,110万8,000円を増額するものでございます。

21ページ、8項雑入につきましては、畜産競争力強化整備において、諸収入から国庫補助金に財源振替をしたことによる3億9,509万6,000円の減額のほか、事業費確定に伴う補助金の返還金などを補正するものであり、合計で3億4,688万2,000円を減額するものでございます。

22ページ、15款県債につきましては、1目総務債から23ページの8目教育債まで、各種施設や道路、河川等の整備事業に充てる県債の補正であり、合計で18億8,600万円を増額するものでございます。

なお、29年度末の県債残高見込みにつきましては、75ページの一般会計地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明いたします。75ページをお開き願います。左側の事業区分ごとの説明は省略させていただき、次のページの上から5行目の計の欄をごらんいただきたいと思います。左から数字の入っている5列目が補正前の29年度末現在高でございまして、1兆2,953億9,130万6,000円となっております。今回の補正額18億8,600万円の県債増と繰越額の確定に伴い、平成29年度に移ってきた県債がございまして、一部不要となったものもありまして、それを加味しますと、一番右側ですが、補正後の29年度末の現在高見込みは1兆2,944億3,474万8,000円となるものであり、補正前に見込んでいた額より9億5,655万8,000円減額となるものでございます。

次に、予算に関する説明書の24ページ、当委員会の所管の歳出について御説明いたします。まず、2款総務費のうち1項総務管理費でございますが、4目財政管理費から7目情報システム管理費につきましては、決算剰余金の財政調整基金への法定積み立てなどを計上するものであり、合計で109億9,656万6,000円を増額するものでございます。

25ページ、2項企画費につきましては、東日本大震災復興交付金基金への積立金などを計上するものであり、次の26ページに記載のとおり、64億2,099万円の増額でございます。

27 ページ、4 項地域振興費についてですが、1 目地域振興総務費の三陸総合振興推進費負担金など、次の 28 ページに記載のとおり、合計で 890 万 4,000 円を増額するものでございます。

29 ページ、6 項防災費につきましては、東日本大震災津波や近年の大雨洪水災害等を踏まえた自主防災組織の育成強化に要する経費の補正であり、284 万 6,000 円を増額するものでございます。

30 ページ、7 項統計調査費につきましては、統計調査事務に係る国への償還金や市町村事務費交付金などの整備でございまして、次の 31 ページに記載のとおり、1,936 万 3,000 円を増額するものでございます。

36 ページに飛んでいただきまして、3 款民生費でございまして、3 款民生費、5 項災害救助費につきましては、復興局の予算でございまして、平成 28 年度の被災者支援総合交付金の確定に伴う国庫返還でございまして、5,499 万 3,000 円を増額するものでございます。

次に、61 ページ、9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、久慈警察署等の移転整備を行う警察署庁舎整備事業費など、合計で 2,934 万 1,000 円を増額するものでございます。

62 ページ、2 項警察活動費につきましては、2 目刑事警察費から 3 目交通指導取締費まで、三陸沿岸道路供用区間における速度可変標識の整備を行う交通安全施設整備費など、合計で 4,448 万 2,000 円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** 三陸総合振興推進費負担金についてですが、これは三陸防災復興博（仮称）に係る広報等に要する経費を新たに追加するものであり、きのうの一般質問の質疑においても、防災や復興のシンポジウムの企画案の検討等に要するというような答弁がありましたが、企画の過程について、もう少し詳しく御説明願います。

○**鈴木地域連携推進監** 三陸防災復興博は仮称でございまして、この企画については、東日本大震災津波から 8 年を経過するというタイミングに、関係する学会や団体など全国から多くの方々に会場となる三陸地域に集まいただき、国、県、市町村がこれまでどのような取り組みをしてきたのか、復興に向けた様々な取り組みであるとか、防災復興に関するさまざまなテーマについてのシンポジウムを開催するような企画を現在考えております。

○**飯澤匡委員** 結論を申し上げますと、まず、この三陸防災復興博については、博覧会という性質のものではなかろうということです。8 月 1 日の当委員会で、鈴木地域連携推進監から御説明があったような内容であれば、地域の復興にも多少役立つというような感触が私にはありましたが、いずれこの復興博覧会というような、非常に違和感のある名称については、いつどのように決定されるのかということについて、まずはお聞きしたいということが 1 点。それから、今の県庁は、シンポジウムなどを企画して、ある程度やった、成

果が上がったとするような傾向にあるのではないか。結果として、本当に復興の役に立つのか。行政関係者だけではなく、市民レベルから見て、本当に役に立つものなのかということを実際に考えていただきたいと思います。その点から、どのような企画意図をお持ちなのか、確認したいのでお聞きします。

○鈴木地域連携推進監 まず、名称につきましては、現在仮称ではありますが、8月1日の当委員会においても御意見を頂戴したところであり、同様の意見を市町村長からもいただいております。復興が終わったとか、今まで取り組んできたこととは全く別のことだというような趣旨ではなく、復興の先に何をつなげていくかということで、皆さんが親しみを持てるような名称を考え、最終的には実行委員会形式で準備をしていくことを考えているため、その実行委員会において承認していただく方向で考えております。時期については今検討中ですが、少なくとも年度内には実行委員会を立ち上げたいと考えているところであります。

それから、企画についてですが、防災復興プログラムについては、これまでも県外、県内でさまざまなフォーラムやシンポジウムが行われてきておりますが、今回の企画は、さまざまなテーマの催しを三陸地域に設定し、ぜひ三陸地域に関係している方々にいま一度来ていただきたい、初めて来ていただきたいというような、関係者に対しての企画でありますし、あとは、やはり交流人口の拡大を一番の目的としています。それから、地域に何が残るかという視点では、三陸地域の資源を生かした旅行プログラムや食の資源を活用したメニュー開発のようなものも含めて取り組んでいきたいと考えています。

○飯澤匡委員 わかりました。仮称ですが、当初の三陸防災復興博の意図が、それから大体地域との連携というものがだんだん見えてきましたので、その点は了としたいというふうに思います。

これだけお金をかけてやるわけですから、単なる地区内イベントにならないように、その後があるということをしつかり肝に据えて、それから、私は、三陸防災復興博は全く博覧会というものには合わないと思いますから、地域の意見を聞いてしつかりやっていただきたいと思います。以上です。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 26 号釜石警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高石警務部長** 議案第 26 号釜石警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その 2）、25 ページをお開き願います。なお、便宜、お手元に配付しております議案第 26 号関係の資料に沿って御説明させていただきます。

初めに、この議案の趣旨についてであります。釜石警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

次に、内容についてであります。工事名は釜石警察署等庁舎新築（建築）工事、工事場所は釜石市中妻町 3 丁目地内、契約金額は 18 億 7,687 万 8,000 円で、請負率は 89.39%、請負者は日本住宅・千葉建設特定共同企業体、請負者の住所は資料に記載のとおりであります。

工事の概要につきましては、資料 2 ページの 5 番をごらん願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した釜石警察署、沿岸運転免許センター及び交通機動隊沿岸分駐隊の 3 庁舎を一体庁舎として、釜石市中妻町 3 丁目地内に移転新築するものであり、庁舎は鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 4,347.90 平方メートル、車庫は鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 1,152.11 平方メートル、合計延べ床面積 5,500.01 平方メートルの施設規模となっております。

完成期限は、着工日から 495 日間としており、平成 31 年 2 月末までの竣工を予定しております。

最後に、入札結果等についてであります。資料 3 ページに入札担当課により作成した入札結果説明書を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 52 号日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○高橋副部長兼総務室長 それでは、ただいま議題とされました請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

なお、核兵器禁止条約に関する声明としましては、本年 2 月県議会定例会において、日本政府に対し、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に真剣に努力するよう求める請願が提出されており、当委員会で審査いただいているところであります。

また、この条約については、現在日本政府による公式の日本語訳がなく、核兵器の禁止に関する条約または核兵器禁止条約として、日本反核法律家協会による暫定的な訳文がこれまでに公開されているところであります。

それでは、資料をごらん願います。1 は、条約の採択、署名に至るこれまでの経過等を取りまとめたものですが、核兵器の使用や保有を法的に禁止する条約として、当初はモデル核兵器禁止条約という名で起草されたものであります。

平成 23 年 10 月以降、国連における数次の決議を受けまして、平成 28 年 2 月に核兵器廃絶に向けた法的措置を話し合う核軍縮作業部会がスタートし、同年 8 月には、同作業部会が平成 29 年の交渉開始を求めた報告を採択しています。

その後、平成 28 年 10 月には国連総会第 1 委員会が、12 月には国連総会において交渉会議を招集する決議案が採択されておりますが、日本はこの決議に反対しております。

また、平成 29 年 3 月の条約交渉第 1 回会議開催に際して、日本は、核兵器国が不参加の状況では今後この会議での参加が困難であるとの意見を述べ、以後の交渉会議には参加しておりません。

なお、日本の反対理由については、衆議院の核兵器禁止条約に関する質問主意書に対する本年 4 月の答弁書を参考資料として 3 枚目に添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

また、資料の 1 ページでは、平成 28 年 12 月の招集決議案への賛否を表形式で取りまとめておりますが、反対 35 カ国のうちのアメリカ、イギリス、フランス、ロシアが核保有国となっております。

このような経過を経まして、平成 29 年 7 月に、核兵器禁止条約は国連加盟 193 カ国のうち 122 カ国が賛成し、採択されております。

その後、9 月には署名式が開催され、9 月 20 日時点で 50 カ国が署名しているところであります。

次に、資料の 2 ページをお開き願います。2 の条約の要旨については、時事通信社による本年 7 月 7 日付の記事によるものでありますが、請願の要旨にもありますとおり、前文において被爆者の受け入れがたい苦痛や損害に留意することが明記されておまして、また核兵器の使用や保有、戦争のほか、核使用の威嚇も禁止すること等が盛り込まれている

ほか、発効要件については 50 カ国が批准手続を終えた後、90 日後とされておりますことから、早ければ平成 30 年中に発効となる見通しと言われております。

また、参考として条約の交渉、採択から今後の発効に向けての主な動きを整理してみましたので、御確認願います。説明は以上です。

○**軽石義則委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**佐藤ケイ子委員** 本請願についてですが、2月の定例会でも同様の趣旨の請願が採択されているため、今回もこの提出者の願意相当と認め、採択すべきと考えます。

核兵器廃絶については、基本的に世界の恒久平和を願うという意味では世界人類共通の願いでありますので、さまざまな手続や思惑があるとは思いますが、岩手県議会からは、政府に対して意見書を上げるべきと考えます。

○**千葉伝委員** この請願については、先ほど佐藤委員からもお話がありましたが、前回の請願については、賛成多数で意見書が採択されているということは承知しております。ただ、同様な中身で今回また意見書を発議するという点について、私は、多少危惧しているところでもあります。

前回の請願では、表題が条約実現に努力するよう求めるとなっていたところを、今回の請願では批准することを求めるとしているの、そこを改めれば請願としてはありではないかとは思いますが、今回の請願については、今国で進めている内容等々に鑑みれば、核兵器を持っている国と核兵器を持っていない国の両方が、世界全体で核兵器をなくそうという方向でしっかりと国際的な条約の中で進めるものでなければならない。持っていない国だけが中心になって進めるのではなく、核兵器を持っている国をなくそうとする側に持ってくるようなやり方をしなければ、ただ単に一方的に進めているということになりかねないと思います。したがって、今回のこの請願については、今の国のように慎重に対応するというのも私は必要だろうというふうに思いますので、この請願の採択については反対するものであります。

○**川村伸浩委員** ちょっと伺いたいのですが、この参考資料の中に国連決議への各国の対応が載っております。今日本を含めたアジアやアメリカの方々が非常に脅威に感じているのは、北朝鮮の動向であります。北朝鮮がこの国連決議に対してどのような態度を示しているのか、つまり賛成なのか反対なのかということについてお伺いしたいと思います。

○**高橋副部長兼総務室長** 報道等で確認できている範囲では、北朝鮮は、平成 28 年 10 月での交渉会議の招集決議案には賛成しておりますが、平成 29 年 7 月の条約採択には参加していないという状況でございます。

○**川村伸浩委員** つまり北朝鮮は、この核兵器禁止条約について賛成をしながらそのような行動に出ているということでもあります。したがって、世界で唯一の被爆国である日本は、そういう立場と核を保有している国の立場の間において、それを抑制していくという立場にあるのではないかと私は考えております。そのような意味で、今回一方に偏った条約に賛成をしていくということについては、反対をしていくべきではないかと考えております。

○**軽石義則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**軽石義則委員長** 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において、原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**軽石義則委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** それでは、I G Rの経営に関して伺います。

6月定例会の一般質問でも、私は後半部分のほとんどを費やしてI G Rの経営の問題点を指摘し、経営の責任について建議をさせていただきました。その後、きのうも一般質問で答弁がありましたように、着服問題についてはいろいろとチームを組んで対応しているとのことであり、専務取締役をチームリーダーとした業務改善プロジェクトチームで6回に及ぶ取り組みを行ってきたということでございます。これはこれでいいのですが、問題はもっと根が深い。これからの将来にわたる経営問題についてです。

まず第1点伺いますが、9月28日にI G Rの取締役会が開催されました。そこで、

議会事務局議事調査課に調査依頼をして、その取締役会の内容についての資料を要求したところ、平成 29 年度第 1 四半期輸送の概況、それから、資料 2 として不正事案再発防止に向けた業務改善の実施状況について、これは先ほど申し上げたコンプライアンスの確立、再発防止策、これについての報告がなされたと。

それで、肝心の収支はどうなっているのかと。このことについては資料がありません。もちろん、県では第 1 四半期の収支がどのようになっているか把握していると思いますが、その状況についてお知らせ願います。

○大坊交通課長 IGR の第 1 四半期の収支状況につきましては、9 月 28 日の取締役会に諮っており、営業収入が 9 億 210 万円余、営業費が 8 億 8,630 万円余、営業損益は 1,580 万円余、特別利益、特別損失を加えました税引き前の当期損益につきましては 2,570 万円余の純利益計上という報告を受けております。

○飯澤匡委員 確認します。収支で 2,500 万円余の黒字だということですね。

○大坊交通課長 ただいまのとおり、2,500 万円余の黒字になっております。

○飯澤匡委員 事前に質問通告しておりましたが、JR 貨物の線路使用料を精算する時期になっているわけですが、これはあらかじめ大体使用見込みの分が IGR に入ってきて、その実態と突合させて、少ない場合は IGR がさらにもらい、多くもらった分は IGR が JR 貨物に返すと。これについては既に精算済みと聞いていますが、どのような状況であるのかお知らせください。

○大坊交通課長 貨物線の使用料につきましては、4 月、7 月、3 月の年 3 回、JR 貨物に概算請求を行います。最終的な貨物の走行実績、経費実績、国庫補助金収入等を確定いたしまして、概算請求と実績額の差額を翌年度の 7 月に精算することになります。9 月 28 日に開催された IGR の取締役会では、ただいま御説明した第 1 四半期の収支状況についての報告がありましたけれども、貨物線の使用料の精算に関する状況、金額の報告は行われておりません。また、精算に関する具体的な金額につきましても特段の報告は受けておりません。

○飯澤匡委員 もう一回確認します。4 月、7 月、12 月に確認をして、その翌年の 7 月に精算をします。そうすると、今どういう状況にあるのですか。いつその精算が確定するのかを、明確にお答えください。

○大坊交通課長 精算につきましては、最終的には 7 月に精算となります。現在は 10 月ですので、平成 28 年度分の貨物線の使用料の精算は確定しているという状況でございます。

○飯澤匡委員 それでは、その確定した平成 28 年度について教えてください。

○大坊交通課長 確定した精算額については、IGR から特段の報告を受けておりません。

○飯澤匡委員 ちょっと待ってください。いいですか。寝台料金等の廃止によって 1 億円以上の線路使用料のマイナスにより、大きく IGR の経営が揺らぐと昨年度言ってきたわけですが。これは経営計画が大きな影響を受けると。そして今回の不祥事並びに約 5,000 万円の収支見込み違い。これだけでも、私は、会社経営の責任を負う大変な問題だと思って

いますが、県が7月に確定しているものをわからないというのは、県としての管理責任が問われるのではないですか。I G Rに、これはどうなっているのだと聞く必要があるのではないですか。皆さん、そう思いませんか。では、何でI G Rが言わないことをそのままにしているのですか。おかしいと思いますよ。どうですか。聞かなかったのですか。大体にして、聞かないのはおかしいでしょう。これだけ経営に大きな影響を与えるものなのだから。I G Rの線路使用料というのは、主たる営業収入の源泉ですよ。I G Rがリリースしていないというのをそのままのみにして、それを県が把握できないとここで話すというのはおかしいと思いますが、いかがですか。

○大坊交通課長 貨物線の使用料の精算について、私どもが把握しておりますのは、最終的に幾ら入ってくるかという部分については、決算も含めまして金額を確認しております。

なお、第1四半期の収支状況につきましては9月28日に報告がございましたが、そこでは平成29年度は線路使用料収入が第1四半期に4億5,000万円余が入ってきているということについては承知しております。ただし、各回の精算額に、過不足が幾らあってどうのという中間のものにつきましては、最終の結果を捉まえているという状況を踏まえまして、そこまでのものについては報告を求めているというのが現状でございます。

○飯澤匡委員 そんなことは聞いていないのです。平成28年度の精算が終わったと言ったのではないですか。それを示してください。

○大坊交通課長 精算額の具体的な金額についてですが、I G Rからは、精算額のやりとりにつきましては、調整金制度を運用する国土交通省や線路使用料を支払うJ R貨物といった相手方もある話であることから、I G Rのみの判断で公表することにはなじまないという説明を受けております。

○飯澤匡委員 それは全くひどい話です。何でなじまないのですか。経営の根幹にかかわることであるのに。私は県の責任を問いたい。あなた方は、2度の不祥事があって、経営改善のプロジェクトを進めて、経営の根幹であるものについてリリースをしない。では、あなた方は把握していますか。リリースできなくても、把握できているのかどうか。その点についてお伺いします。

○大坊交通課長 先ほど申しましたとおり、I G Rから特段の報告は今受けていない状況でございますが、今年度の第1四半期、それから昨年度の決算の貨物線の使用料はもう確定しておりますので、貨物線使用料の挙動については確認しております。

○飯澤匡委員 話をまぜないでください。昨年度の決算の精算は終わっているのだから。あなたは、いろいろな協議の過程があるから言えないと言うのでしょうか。では、言えなくてもいいから、あなた方は把握しているのですかと、精算が終わっているというのだから把握はしているのかということを知っているのです。

○大坊交通課長 正式な報告は受けておりませんが、おおむねの精算額につきましては、いろいろなやりとりの中で承知はしております。

○飯澤匡委員 これだけ県議会でも、私だけではなく多くの議員から、経営の内容につい

てはいろいろな疑念が生じているわけです。ましてや、何回も言いますが、着服問題、それから収支見込み違いについても、社長はどこ吹く風なのです。私も小さいながら会社を経営していますが、こういう経営体質がいかに関後悪影響をもたらすかというのは、非常によろしくない。私が今まで、こういうことを追及してきたのは、社員がかわいそうだからです。まずそれが第1点。

それから、こういうずさんな収支見込みについても言えない。県はかばっているのかもしれないけれども、私が把握している数からいうと、今の時点で精算額は大きなマイナスになっていると聞いています。ただ、これは具体的には言えません。今は、内部的な情報から推察をして、それをもとにただしているわけだから。したがって、I G Rから報告を受けていない、また、協議中であると、このようなことで果たして通るのかどうか。これまでの積み重ねの中で疑念がますます高まってきています。大体にして、第1四半期で取締役会に出ないというのはおかしいと思いませんか。おかしいでしょう、もう精算額が確定しているのに。県としても、政策地域部長が参加しているわけですから、その点についてはどういう意気込みでこの取締役会に参加されたのですか。

○藤田政策地域部長 私ども県といたしましては、I G Rに対し過半の出資をしているということから監督責任もございまして、私自身が取締役会に出席しているということであり、そのときに特に監督責任というより経営全体を捉えながら見ていくというスタンスが基本的には必要だろうと思っています。

そうした中で、委員御指摘のとおり経営の根幹部分である貨物線の使用料は大変重要なところでございまして、先日開催された取締役会では、第1四半期までの収支について報告がありました。これは、すなわち今年度の4月から6月までの収支の状況でございます。先ほど貨物線の使用料の精算につきましましては、例年7月に精算されるということですので、今回その報告があった第1四半期の範囲からはちょっと超えているということであり、7月の精算分につきましましては第2四半期に入っていきますので、その分につきましましては12月の取締役会で状況報告があるものと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、やはり経営全体を捉えていくということと、それから年度一括ということではなく年度の途中の節目節目で収支状況を捉えていくということについてであります。I G Rについても四半期ごとに捉えていくということで、今回の精算は7月に行われたものであるため、12月の取締役会で報告があるものと考えております。

○飯澤匡委員 手続としてはそうなのでしょうけれども、これまでの事案から、やっぱり県はもっと監督責任を強化しなければならないと思います。詳しいことは今の時点で言えないので非常にもどかしいのですが、12月までやって、いろいろな営業成績とごちゃ混ぜにして問題の根幹をあやふやに、不明瞭にしているのではないかというようなことも考えなければならない。ただいま藤田部長が総合的に考えなければならないということをおっしゃいましたが、私もそう思います。貨物事業だけでは多分第三セクターはもたないだろうし、今取り組んでいるいろいろなにぎわい等の企画、営業活動の点で、幾ばくかは評価

するものがあったとしても、それが果たして採算に合っているのかどうかということなのです。

要は、この部分についても他の業者と競合するので表には出せないと言っていますが、県はその関連事業については我々には言えないけれども、藤田部長が総合的に経営の中でやるとおっしゃっているのですから、それはきちんと把握した上でただいまの発言があったものというふうに私は思っています。もちろんそういう意味で、私たちには言えないけれども、県としては把握をしているということによろしいですか。

○藤田政策地域部長 先日開催された取締役会の中で、第1四半期の全体の収支の状況についての報告がありまして、その全体の収支を捉えながら検討を加えていくというスタンスでございますが、先日の取締役会の中でも他の取締役から、やはりもっと詳しい資料を出さないと議論ができないのではないかとといった御意見もあり、そこは改善に努めていくということでしたので、私どもとしても、今後そうした議論を深めていくようなことに努めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 では、別の質問をします。

5,000万円の穴があいていますが、社内でその損失をどのように埋めようとしているか、どういうことをやっているか把握していますか。

○大坊交通課長 IGRを取り巻く事業環境は非常に厳しいものがございまして、そういった観点からIGRではさまざまな営業努力をしていると承知しております。まずは、やはり足元の旅客をしっかりと捉えるということであり、従前行っておりました県立大学向けの定期券販売であるといった旅客をしっかりと確保する施策に一層力を入れていると聞いております。

また、貨物線の使用料につきましては、御指摘のとおりこの会社の収入の8割となる非常に大きなものであるため、現在の貨物走行量50本をしっかりと確保するように各方面にも働きかけていると聞いております。

さらに、平成26年度から力を入れております関連事業につきましては、ことしで3年目を迎えますので、委員御指摘のとおり軌道に乗っている関連事業、または、少し競合に押され気味の関連事業、このあたりを強化して、より収益性の高い関連事業の展開を図っていくということにしております。ことしは3年目、正念場の年ということで、そのようなところにも力を入れていると聞いております。

○飯澤匡委員 もう、聞いておりますの段階ではないのではないですか。月ごとの売り上げと仕入れを把握していますか。それぐらいは県でだって、月ごとに把握しているでしょう。幾らでどうなっているかとかは言わなくていいので、把握しているかしていないか、それだけを教えてください。

○大坊交通課長 関連事業の動向については、把握しております。

○飯澤匡委員 では、大坊課長は改善の見込みがあると思っておりますか。

○大坊交通課長 先ほども申しましたとおり、営業が軌道に乗っているものは引き続き営業を強化してこれをさらに伸ばすと。あるいは、競合に押されているというものも実際に

ございますので、そちらにつきましては営業努力が実を結ぶように、県としても支援していくという立場でございます。

○飯澤匡委員 よもや、よもやですよ。売り上げより仕入れ額が高いということはないでしょうね。そこまで把握していますか。

○大坊交通課長 繰り返しになりますが、個々の営業状況につきましては県としても把握しております。それぞれが赤字なのか黒字なのかについては、ここではなかなかお話しできない部分もありますが、しっかりと営業が軌道に乗るように支援してまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 売り上げより仕入れが高いというのは、利益が出ないということですから大変なことなのです。よもやそういうことはないでしょうね。後でわかったら大変なことになりますよ。そういうことはないのでしょうか。把握しているのでしょうか。断言してください、はっきり。

○大坊交通課長 繰り返しになりまして申しわけございません。個々の動向については把握しておりますが、具体的な数字につきましては、お答えを控えさせていただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 把握しているということでもいいですね。もう一回確認します。はっきり言えますけれども、社員の不満はもう頂点に達しています。いつか内部告発で表に出るときがあるかもしれない。これでとんでもない数字の状況がわかっていたら、県の責任は重大です。それをわかっているのでしょうか。わかって言っていますね。

○大坊交通課長 繰り返しになりますが、関連事業や営業が軌道に乗るように、県としても十分に支援してまいりたいと思っております。

○飯澤匡委員 私は、非常に無責任な県の監督状況というふうには言わざるを得ないと思えます。したがって、今の状況を、社員の声並びにいろんな声を総合しますと、まず第一に、この間の収支見込み違いで総務部長が謝罪をしたと。なぜそこに社長がいないのだということで、かなり社長との信頼関係が崩れる。社長は朝礼で、私は一切悪くないと、ただ社員は守るというようなわけのわからないことを言っている。もう社員はどっちらけです。

それから、今画策しているのは、東北ローカル線のJR等と協議会をつくって、その長におさまりたいと考えているらしい。それから、常勤監査役の次の後釜を狙っていると。あと1年で社長は終わりだろうから、次はこの常勤監査役を狙って院政をしようということも社内では言っている。いいのですか、こんなので。大体にしてこの間の不祥事で、なぜ常勤監査役はその責めを負わなかったのか。その点についてお伺いしたいし、これはあくまでも風聞だから、その点については答えなくてもいいですが、そのような状況だということ。私の耳にも複数入ってきている。この間も不祥事が2件も重なっているのに、全くその反省の色がない。その証拠に、我が会派の工藤勝博議員がIGRの社内で菊池社長に会ったら、私は絶対に負けませんと言ったらしい。何なのですか、この態度。負けませんというのは。全くわけがわかりません。

それから、もうやめにしますが、台湾のチャーター便が11月18日に行われるということで既にもうチラシもできている。こういう大変厳しい赤字体質で、9割も埋めないとペイできないと。けれども、そういう財務状況を見捨て、もう社長単独でゴーサインだと。現場の所長は、もうこれではもたないのではないですかと、すごいギャブルですよととめたようです。しかし、社長は強引にゴーサインを出したと。今、営業の皆さんはそれを埋めるのに手いっぱいだそうです。これは営業だけではなく、あらゆる方面からも話を聞いています。

そういう状況の中で、ただいま言ったように線路使用料についても、県に対してそういう不誠実な対応をしている状況です。県も県ですよ。やはり、この点についてはどうなっているのだと、私は部長に申し上げたい。このような状況でやっていったら、本当に大変なことになってしまう。藤田部長は総務省からおいでになって大変なのはよく存じ上げていますけれども、ここはしっかりメスを入れて、県の監督責任を発揮していただきたい。

それから、乗務員もJRのパートタイマーです。人材育成と言いながら、ほとんどプロパーの運転手は入れていない。だから、もう責任意識も、どうしたってそういう契約形態だからなかなか身が入らないと。周りから見ても、しょうがないな、かわいそうだなというぐらゐの状況になっている。

この間の5,000万円の損失にしても、大坊課長はかなりとんちんかんな話をしたけれども、各部署でどれだけ削るかということをやったのです。ただし、人件費には手をつけなかったからお話には出なかったけれども、こういう状況になって、さらに今度はチャーター便に営業成績を上げるだけの目的でゴーサインを出していると。最近、浅沼専務取締役も社長室に入れず、お前はあっちに行っているというような状況だそうです。浅沼専務取締役が業務管理プロジェクトチームでその実態もよく調べてやろうとしているのに、社長との協力体制が全然できていない。これは、もう大変な状況になっていると。この間の県議会の状況も、質疑の状況も全く意に介していません。これは早急にメスを入れてやっていただきたい。

今回はそういう状況なので、このあたりでやめさせていただきますが、ぜひ委員長、前年の精算額についてだけは、しっかりと次の決算特別委員会に報告していただくように、そして、部長のほうからも、精算額は絶対に出ているのだから、やはり県民に対して知らしめるべき大きな問題だと思いますので、県の監査力を発揮して、県民に対してしっかり説明責任を果たすようなことをしていただきたい。これは、決算特別委員会の委員長が決まり次第、委員長のほうからもよろしくお願ひしたいと思います。

いずれ何回も確認しましたが、なかなか具体的な数字をこの場で聞くことができないのは大変残念だけれども、関連事業についても非常に不透明な点が多いということは、再度言うておきたいというふうに思います。いずれ完全に切羽詰まって、あと1年だからもう好きなことをやるというような、こんな会社は他にないですよ。第三セクターの悪い点が多量に出ていると思います。その点についてはどうですか、藤田部長。

○藤田政策地域部長 先ほど申し上げましたとおり、県としても過半の出資をしています。この財源は当然税金でございまして、それを棄損しないという意味で、監督責任は大変重いものというふうに思っていますので、委員御指摘の点なども踏まえながら、引き続き監督を強化していきたいと考えております。

○飯澤匡委員 昨年の精算額については、何とか表に出さないですか。あれだけの不祥事を起こしたのだから、やっぱり県民には知る権利があると思います。いかがですか。

○藤田政策地域部長 先ほど申し上げましたとおり、県の監督責任という意味では、やはり経営全体の中で捉えていくということが基本スタンスだと思っております。そうした中で、個々の部分についてスポットを当てて、その情報を出していくということが果たして適切なことなのかどうかを検討させていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 最後です。12月の取締役会で、それは必ず出ますよね。そこではもう遅いのです。遅いから言っているのです。そのときになって、数字の出し方も含めて、そのあたりは非常に上手にやるから、経営の実態等がちゃんとわかるように、取締役会でも部長には発言をしていただきたいし、監督責任を発揮していただきたいと思っております。

個別の問題と言うけれども、この精算額がどうなっているのかということとは大きな問題ですよ。それをどうやって取り戻すかということは、経営計画にもかかわる問題だから、ぜひお願いしたいと思っております。答弁はいいです。

○千葉伝委員 今飯澤委員から、I G Rの問題についてさまざま質疑がなされたところがあります。私は、I G Rをかなり利用しています。沿線の住民の一人の立場、そして議会としての立場から、I G Rの社員から話を聞いてくれということで、かなり厳しい状況にあるとも聞いたことがあります。そういうようなことも踏まえて、飯澤委員から一体どうなっているのだと、このI G Rの経営体質そのものがやはりおかしいのではないかということを描しているということでもあります。

この問題は今始まった話ではなく、先ほど言ったI G Rがどこまで出す、出さないという話が、どうもその本来の中身がよくわからない格好で議論が進んでいるというようなことがある。先ほどから藤田部長は、第三セクターに対する県の指導監督責任としての立場は十分考えていると。そして、担当のほうからも可能な分の資料等々は、当初は報告を受けていないとか、どうのこうのと言っていたが、実際の中身については実は聞いているという話がきょうも答弁の中にあっただけです。

そういったことは、私たちが質問したときに、県は、やっぱり県民に、利用している人たちに、今のI G Rの経営状況はこうなっていますよと、赤字でも黒字でもはっきりと示す立場にあり、指導監督としてそういうことをする責任があるのではないのでしょうか。やはり詳しい資料を求めた部分、あるいは県が把握している部分、そういったものは議会にしっかりと出すべきではないかと。その上で、これはこうなっているのだと、また次の段階の話に結びつくので、そこが見えないと堂々めぐりの話になり、何やっているのだということ、あやふやな、うやむやな状態がここ1年、2年続いているような状況にある

と私は把握しています。

我が会派からもいろいろと質問したりしていますが、結局途中でとまってしまう。こういう状況は、私は今の県の立場からすれば、もっときちっと IGR の経営の中身、経営の体質も含めて、もっと県民が、こういう状況であるのだなと知って、状況がよければよいという話でしょうし、悪いところは直すというようなことで、私は進めるべきではないかと思えます。したがって、飯澤委員が先ほど求めた今後の議会の質疑等々について、私は、可能な部分というか、出せるものはしっかりと出して質疑をすべきだろうというふうに思います。改めて部長の考えをお聞きしたいと思います。

○藤田政策地域部長 先日の取締役会の中でも、第 1 四半期の部分について全体の収支の報告があったわけですが、その中で議論がありましたのは、輸送人員が対前年比で結構ふえてはおり、このことは、 IGR のホームページでも公開はしているのですが、一方でそれに伴って収入がそこまで伸びていないといったような状況がございました。そういったことに着目して、別の取締役からは旅客 1 人当たりの収入がどう推移しているのかとか、そういったもっとわかりやすい資料を取締役会にも出して議論をしっかりとやっていこうというような強い意見もございました。やはり旅客収入というのは鉄道事業という IGR の根幹的な事業でございますので、そのような取締役の意見を踏まえ、これからもっと突っ込んだ議論がされていくというふうに思っていますし、私もまた、そうすべきだと考えております。

○千葉伝委員 ぜひそういう対応をしていただきたいし、いずれ県民、沿線住民、それを利用している人みんなに、透明性を確保するということは、私は非常に大事であると思えますのでよろしくお願ひしたい。これは要望です。

○軽石義則委員長 先ほど飯澤委員から、私に対しての資料請求の件につきましては、検討の上、決算特別委員会委員長が決まり次第、申し入れをしたいと思います。

○飯澤匡委員 よろしくお願ひします。

○軽石義則委員長 そのほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願ひします。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当員会の本年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付いたしております平成 29 年度総務委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。